

○法務省令第四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の規定に基づき、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に
関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月五日

法務大臣 山下 貴司

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を次の
ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の
傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定
（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を、改正後欄に掲げ
る対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、
これを加える。

改正後	改正前
(電磁的記録の認証) 第九条 「1ゝ5 略」 6 法第六十二条ノ六第三項の認証の付与の嘱託に係る電磁的記録に記録された情報について嘱託人が指定公証人の面前において行う行為は、指定公証人の役場又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の二第二項の公証人役場外定款認証事業を実施する場所（以下「指定公証人の役場等」という。）に出頭してするものとする。 7 前項の規定にかかわらず、同項に規定する嘱託をするために指定公証人に対し提供しなければならな	(電磁的記録の認証) 第九条 「1ゝ5 同上」 「項を加える。」 「項を加える。」

い情報であつて認証を受けようとする情報と併せて提供しなければならないものが電気通信回線により指定公証人に送信して提供されている場合には、嘱託人が指定公証人の面前において行う法第六十二条ノ六第一項第二号に掲げる行為（同条第二項に規定する宣誓をした上で行うものを除く。）は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつてすることができる。

8||

法第六十二条ノ六第一項の電磁的記録の認証の付与は、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを嘱託人が指定公証人の役場等において提出したフレキシブルディスクカ

6||

法第六十二条ノ六第一項の電磁的記録の認証の付与は、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを嘱託人が指定公証人の役場又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律

ートリッジその他これに準ずる電磁的記録に係る記録媒体であつて法務大臣が定めるもの（第十六条第三項において「記録媒体」という。）に記録して、嘱託人に交付してするものとする。ただし、前項に規定する行為が同項に規定する方法によつてされた場合には、これを電気通信回線により嘱託人に送信してすることができる。

一 認証した旨の表示

二 年月日

三 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

四 嘱託を識別するための番号

9

〔略〕

第百七号）第十二条の二第二項の公証人役場外定款認証事業を実施する場所（以下「指定公証人の役場等」という。）において提出したフレキシブルディスクカートリッジその他これに準ずる電磁的記録に係る記録媒体であつて法務大臣が定めるもの（第十六条第三項において「記録媒体」という。）に記録して、嘱託人に交付してするものとする。

一 認証した旨の表示

二 年月日

三 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

四 嘱託を識別するための番号

7

〔同上〕

(電磁的記録の保存)

第十四条 法第六十二条ノ七第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による保存は、認証を受けた電磁的記録に記録された情報又は日付情報の付与を受けた情報の同一性を確認するに足りる情報ごとに第九条第八項第四号又は第十三条第三項第三号の番号（以下「登簿管理番号」）と総称する。）を付した上で、これを磁気ディスクに記録してするものとする。

〔2・3 略〕

(電磁的記録の保存)

第十四条 法第六十二条ノ七第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による保存は、認証を受けた電磁的記録に記録された情報又は日付情報の付与を受けた情報の同一性を確認するに足りる情報ごとに第九条第六項第四号又は第十三条第三項第三号の番号（以下「登簿管理番号」）と総称する。）を付した上で、これを磁気ディスクに記録してするものとする。

〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年三月二十九日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にされた嘱託に係る電磁的記録の認証に関する手続については、なお従前の例による。